

(陳受4第10号)

吉祥寺本町2丁目4番先の道路陥没事故の事故原因を公表することに関する陳情

受理年月日	令和4年6月1日
陳情者	山本 徹

陳情の要旨

令和3年11月2日に起きた「武蔵野市吉祥寺本町2丁目4番先の道路陥没事故」から6か月以上がたちますが、いまだに事故原因について公表されていません。

先日、都市整備部道路管理課へメールにて「途中経過の公表が一切ないのはどういうことなのか」と問い合わせたところ「第三者機関の意見を聴きながら慎重に原因究明を進めておるところでございますが、現在のところ、途中経過につきましても公表できる段階に至っておりません。」との返信がありました。

公表できる段階にないというのは、どういうことなのか、甚だ疑問に思うところです。

自治基本条例第9条には「市は、市民の市政への参加を促進するため、市民の知る権利について保障するものとする。」との記載があり、現状では、市民の知る権利を奪っていることになるのではないのでしょうか。

公表できる段階にないということであれば、市民の税金を使い、第三者機関を利用して原因究明を進めているなら、第三者機関名、委託費、委託内容等を公表すべきではないかと考えます。

以上の趣旨より、下記について陳情いたします。

記

- 1 速やかに事故原因の途中経過を公表すること。
- 2 第三者機関名、委託内容の詳細を公表すること。